次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和６年４月１日～令和 11 年３月 31 日までの　５年間
２．内容

目標１：育児休業・介護休業取得の促進。

＜対策＞
●育児休業介護休業制度等を周知、仕事との両立を支援する体制を整える。
●男性職員も含めて育児休業制度が利用しやすい環境づくりを推進し個別の周知、意向確認の実施

目標２：治療と仕事の両立による離職防止対策の実施。

＜対策＞
●年次有給休暇消化後の私傷病対策休暇の検討。
●制度に関する資料を作成し、職員に周知。

目標３：時間単位年次有給休暇制度の導入。

＜対策＞
●時間単位年次有給休暇導入に向けての対応。
●有給休暇取得状況の把握。